

平成 22 年度決算に係る健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

平成 23 年 8 月

尼崎市監査委員

報 告 監 第 14 号

平 成 23 年 8 月 23 日

尼崎市長

稲 村 和 美 様

尼崎市監査委員 須 賀 邦 郎

同 堀 智 子

同 北 村 保 子

同 辻 修

平成22年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成22年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行った。

その結果について、次のとおり意見を提出します。

目 次

第1	審査の概要	1
1	審査の対象	1
2	審査の期間	1
3	審査の方法	1
第2	審査の結果及び意見	1
1	審査の結果	1
(1)	健全化判断比率	1
(2)	資金不足比率	2
2	健全化判断比率等の状況	2
(1)	実質赤字比率について	2
(2)	資金不足比率について	3
(3)	連結実質赤字比率について	4
(4)	実質公債費比率について	6
(5)	将来負担比率について	7
(6)	平成21年度決算数値における各指標の相関関係及び類似都市比較	8
3	まとめ	10
(1)	今回の算定結果について	10
(2)	要望事項	10

<参考資料>

1	健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計	12
2	健全化判断比率及び資金不足比率の算定式	13
3	類似都市の財政指標等	19
4	用語説明	23

第1 審査の概要

1 審査の対象

平成22年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算（以下「平成22年度決算」という。）に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）第3条で定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）、財政健全化法第22条で定める資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成23年7月8日から平成23年8月11日まで

3 審査の方法

審査に付された平成22年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを確認するために、算定の基礎となる事項を記載した書類と歳入歳出決算書、同付属書類、会計諸帳簿等とを照合し、確認を行った。

なお、審査に当たっては、関係職員の説明を求めたほか、決算審査及び出資団体監査等の結果を参考とした。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された次の平成22年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率は、関係法令に準拠して算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数も決算書等の計数と符合し、いずれも適正であると認められた。

(1) 健全化判断比率

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	① —	① —	① —	11.25%	20%
連結実質赤字比率	① —	① —	① —	16.25%	② 35%
実質公債費比率	10.4%	10.5%	11.9%	25%	35%
将来負担比率	205.8%	192.0%	183.0%	350%	

(2) 資金不足比率

	会 計 名	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	経営健全化基準
法適用企業	水道事業会計	① —	① —	① —	20%
	工業用水道事業会計	① —	① —	① —	20%
	自動車運送事業会計	① —	5.9%	18.2%	20%
	下水道事業会計	① —	① —	① —	20%
法非適用企業	廃棄物発電事業費会計	① —	① —	① —	20%
	地方卸売市場事業費会計	① —	① —	① —	20%
	都市整備事業費会計	① —	① —	① —	20%

注① 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率については、実質赤字額、連結実質赤字額及び資金不足額がない場合は「—」で表示される。

② 連結実質赤字比率の財政再生基準は30%であるが、経過措置により、平成23年度（平成22年度決算）については35%とされている。

2 健全化判断比率等の状況

(1) 実質赤字比率について

ア 本市の状況

本市の平成22年度実質収支額は、2,200万円の黒字で、実質赤字比率は、「—」で表示される。

実質赤字比率を数値で示すと、平成22年度は△0.02%である。

(単位：百万円)

会 計 名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	対前年度 増減額	対前年度 増減率(%)
一般会計	22	10	21	12	124.1
用品調達事業費会計	0	0	0	0	-
育英事業費会計	0	0	0	0	-
公共用地先行取得事業費会計	0	0	0	0	-
中小企業勤労者福祉共済事業費会計	15	-	-	-	-
公害病認定患者救済事業費会計	0	0	0	0	240.0
母子及び寡婦福祉資金貸付事業費会計	-	0	0	0	-
青少年健全育成事業費会計	0	0	0	0	-
一般会計等実質収支額	37	10	22	12	125.8
実質赤字比率	— (△ 0.03%)	— (△ 0.01%)	— (△ 0.02%)	- (△0.01)	-

※ 中小企業勤労者福祉共済事業費会計は平成20年度末に廃止され、母子及び寡婦福祉資金貸付事業費会計は平成21年度に新設された。

平成22年度は、次表のとおり、市債充当率の嵩上げや退職手当債など市債約32億円の発行による財源対策を講じた結果、かろうじて黒字を保っている。

財源対策の内容

(単位：百万円)

	基金の 取崩し	市債充当率 の嵩上げ等	退職手当債 の発行	不動産の 売払い	計
平成20年度	4,585	※ 1,654	2,869	-	※ 9,108
平成21年度	2,050	4,416	3,661	-	10,127
平成22年度	—	1,924	1,266	-	3,190

※ アルカイク広場整備事業に係る市債充当率の嵩上げ49億5,600万円を除く。

イ 類似都市との比較

本市の状況を中核市40市のうちの類似都市（人口42万人以上58万人未満、第二次、第三次産業95%以上、県庁所在地を除く都市：8市（以下「類似都市」という。））の平成21年度決算数値＜参考資料3(1)＞で比較すると、実質赤字比率（△0.01%）は、8市中、前年度と同様最も高い（悪い）。（平均値（尼崎市を除く。以下同じ。）：△3.07%）

(2) 資金不足比率について

本市の状況

本市の平成22年度の資金不足（剰余）額は、次表のとおりであり、自動車運送事業会計で4億9,800万円の資金不足が生じ、資金不足比率は18.2%となった。

各会計の資金不足（剰余）額

(単位：百万円)

区分	会計名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	対前年度 増減額	対前年度 増減率(%)
法適用企業	水道事業会計	2,909	3,772	4,786	1,013	26.9
	工業用水道事業会計	3,791	3,227	3,514	287	8.9
	自動車運送事業会計	355	△ 184	△ 498	△ 314	△ 170.0
	下水道事業会計	1,912	3,074	3,133	58	1.9
法非適用企業	廃棄物発電事業費会計	13	45	4	△ 41	△ 91.7
	地方卸売市場事業費会計	144	183	208	25	13.8
	都市整備事業費会計	0	0	0	0	—

※ 資金不足（剰余）額の「△」は資金不足額を表示している。

法適用企業のうち、工業用水道事業会計及び自動車運送事業会計は、平成22年度決算において前年度に引き続き、純損失を計上している。

工業用水道事業会計は、社団法人滋賀県造林公社への長期貸付金の債権放棄に伴う特別損失2億7,000万円により、1億7,700万円の純損失を計上し、6年連続の赤字

決算となったものの、経常収支では前年度に続き黒字となり、35億1,400万円の資金剰余となっている。

一方、自動車運送事業会計は、高齢者市バス特別乗車証制度の見直しの影響を受けるなど、運送収益が大幅に減少した結果、4億7,000万円の営業損失を計上し、4年連続の赤字決算となり、未処理欠損金は7億9,900万円に上った。

自動車運送事業会計については、こうした厳しい経営状況にあり、抜本的な経営改革に取り組まなければ、将来にわたって安定的に事業を継続させることが困難となるおそれがある。

次に、法適用企業において、1年以内に償還される借入金（企業債）が、借入資本金として計上され、流動負債に計上されないという公営企業に係る会計制度上の問題が指摘されている。この点を調整した実質的な資金剰余額を算定すると、次表のとおり水道事業会計39億6,300万円、工業用水道事業会計34億5,300万円となり、自動車運送事業会計では7億7,800万円の資金不足となる。一方、下水道事業会計は21億4,300万円の資金不足と試算されるが、国による負債償還可能額算定方式により解消可能資金不足額を算定すると、本市の場合、約115億円となり、資金不足額は生じない。

【1年以内に償還期日が到来する企業債を流動負債とした実質的な資金剰余額】

(単位：百万円)

会 計 名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	対前年度 増減額	対前年度 増減率(%)
水道事業会計	2,261	3,092	3,963	872	28.2
工業用水道事業会計	3,346	3,153	3,453	300	9.5
自動車運送事業会計	72	△ 545	△ 778	△ 233	△ 42.6
下水道事業会計	0	0	0	0	-

※ 資金剰余額の「△」は資金不足額を表示している。

(3) 連結実質赤字比率について

ア 本市の状況

一般会計等及び公営事業会計を連結ベースで算定した実質収支額は、黒字であり、連結実質赤字比率は、「－」で表示される。

連結実質赤字比率を数値で示すと、平成22年度は△12.86%であり、前年度に比べ0.60ポイント低下（改善）している。

各会計の実質収支(資金剰余)額

(単位：百万円)

会 計 名	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	対前年度 増減額	対前年度 増減率(%)
一般会計等	37	10	22	12	125.8
実質赤字比率	(△ 0.03%)	(△ 0.01%)	(△ 0.02%)	(△0.01)	-
国民健康保険事業費会計	1,211	1,005	942	△ 63	△ 6.3
介護保険事業費会計	330	491	382	△ 109	△ 22.2
老人保健医療事業費会計	△ 173	△ 0	1	1	△ 362.0
後期高齢者医療事業費会計	64	44	48	4	9.8
農業共済事業費会計	9	8	8	△ 0	△ 3.1
駐車場事業費会計	0	0	0	0	-
競艇場事業費会計	46	247	177	△ 70	△ 28.4
小 計	1,485	1,795	1,558	△ 237	△ 13.2
水道事業会計	2,909	3,772	4,786	1,013	26.9
工業用水道事業会計	3,791	3,227	3,514	287	8.9
自動車運送事業会計	355	△ 184	△ 498	△ 314	△ 170.0
下水道事業会計	1,912	3,074	3,133	58	1.9
小 計	8,966	9,889	10,934	1,045	10.6
廃棄物発電事業費会計	13	45	4	△ 41	△ 91.7
地方卸売市場事業費会計	144	183	208	25	13.8
都市整備事業費会計	0	0	0	0	-
小 計	157	227	212	△ 16	△ 6.9
合 計	10,646	11,921	12,726	805	6.8
標準財政規模	94,579	97,169	98,890	1,721	1.8
連結実質赤字比率	(△ 11.25%)	(△12.26%)	(△12.86%)	(△ 0.60)	-

※ 実質収支(資金剰余)額の「△」は実質赤字(資金不足)額を表示している。

この計算は、(1)の一般会計等実質収支額に(2)の資金不足(剰余)額を加え、更に、国民健康保険事業費会計及び介護保険事業費会計等の7特別会計の実質収支額を加えた計算結果である。

平成22年度の連結実質収支額は、前年度と比べ、8億500万円(6.8%)増加(改善)している。これは、国民健康保険事業費会計等の7特別会計で2億3,700万円減少したものの、公営企業に係る特別会計(法適用企業)で10億4,500万円増加したことによるものである。

しかしながら、国民健康保険事業費会計及び介護保険事業費会計の実質収支額については、両会計で13億2,400万円となっているが、これらに概算交付された国庫支出金等の精算返納分が含まれているほか、国民健康保険事業費会計は、医療費等の急増時に大きな影響を受け、介護保険事業費会計は、原則として3年間保険料が改定されず、保険給付費が急増しても直ちに保険料を改定できない可能性があり、留意が必要である。

イ 類似都市との比較

本市の状況を類似都市の平成21年度決算数値<参考資料3(1)>で比較すると、連結実質赤字比率(△12.26%)は、8市中、前年度と同様中位にある。(平均値：△13.37%)

(4) 実質公債費比率について

ア 本市の状況

平成20年度から22年度までの3か年平均の実質公債費比率は、前年度から1.4ポイント上昇（悪化）し、11.9%となった。

平成22年度単年度の比率をみると、前年度から1.8ポイント上昇し、13.1%となった。

実質公債費比率の状況

実質公債費比率 (3か年平均)			【参考】実質公債費比率 (単年度)	
平成 20 年度 10.4%			平成 18 年度	11.2%
	平成 21 年度 10.5%	平成 22 年度 11.9%	平成 19 年度	8.8%
			平成 20 年度	11.3%
			平成 21 年度	11.3%
			平成 22 年度	13.1%

備考： 実質公債費比率は、単年度の実質公債費比率の直近3か年の平均値で算定する。

イ 類似都市との比較

(ア) 市債残高

本市の状況を類似都市の数値（平成21年度決算数値を標準財政規模で規模補正した市債残高：＜参考資料3(1)＞）で比較すると、市債残高（2,699億円）は、8市中、前年度と同様最も額が多く、平均値の約1.7倍となっている。（平均値：1,596億円）

なお、類似都市と金額の比較を行う場合は、都市間で財政規模に違いがあるため、規模補正として、尼崎市の標準財政規模で割り戻した額を求めたうえで比較している。（以下規模補正という場合は同様の補正を行っている。）

(イ) 実質公債費比率

本市の状況を類似都市の平成21年度決算数値＜参考資料3(1)＞で比較すると、実質公債費比率（10.5%）は、8市中、前年度と同様中位にあり、平均値の約1.2倍となっている。（平均値：8.6%）

(5) 将来負担比率について

ア 本市の状況

将来負担比率の算定式

(単位：百万円)

将来負担額 A	—	充当可能財源等 B		純負担額 A-B		将来負担比率
358,726		201,486		157,240		
=						183.0%
標準財政規模 C	—	算入公債費等の額 D		C-D		
98,890		12,993		85,897		

平成22年度の将来負担比率は、算定の結果、183.0%となった。

将来負担額には、地方債の現在高（2,824億円）、公営企業債等繰入見込額（319億円）、市職員退職手当負担見込額（264億円）、土地開発公社、外郭団体等設立法人等の負担見込額（93億円）及び債務負担行為に基づく支出予定額（76億円）等があり、総額3,587億円と算出された。

この将来負担額から、保有する基金残高を含む充当可能財源等（2,015億円）を差し引いた純負担額は1,572億円となっている。標準財政規模から基準財政需要額に算入された公債費を差し引いた額で純負担額を除した値（将来負担比率）は183.0%となっている。

将来負担比率は、前年度（192.0%）に比べ、9.0ポイント低下（改善）したものの、総務省まとめの平成21年度市区町村平均値（92.8%）の約2.0倍となっており、なお高い（悪い）水準となっている。

イ 類似都市との比較

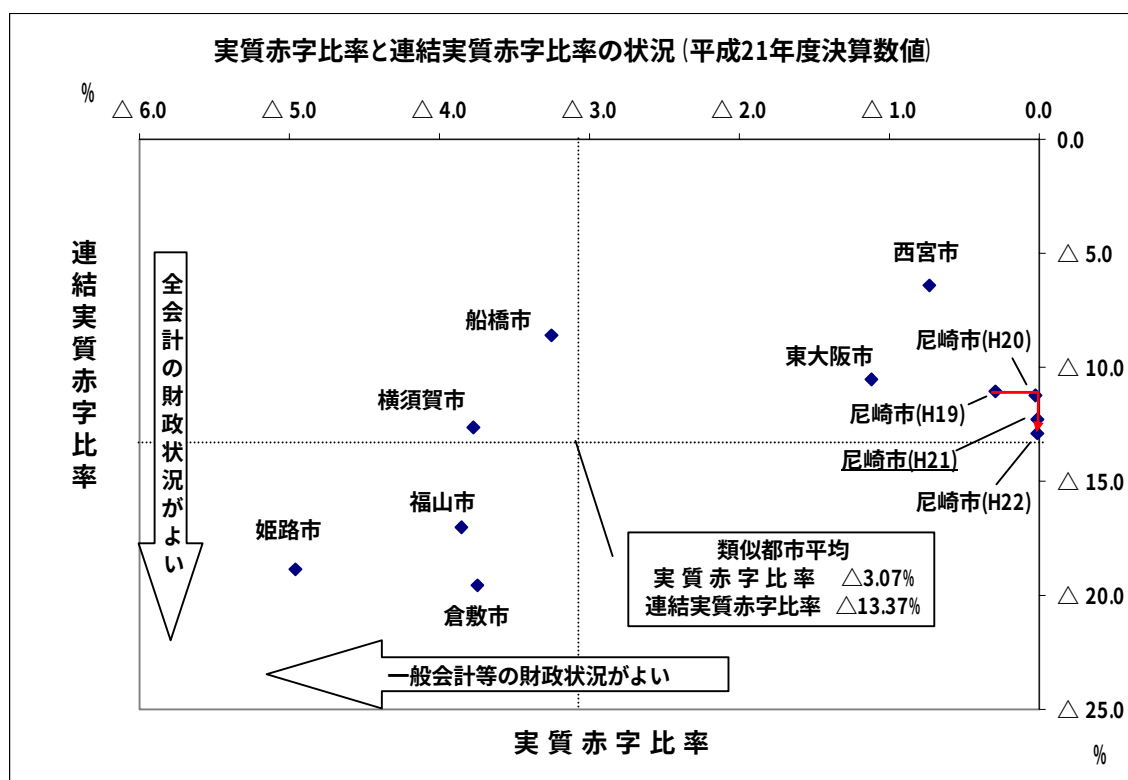
本市の状況を類似都市の平成21年度決算数値＜参考資料3(1)、(2)＞で比較すると、将来負担比率（192.0%）は、8市中でも突出して高い（悪い）状況にあり、平均値に比べ、約2.6倍（平均値：72.9%）となっており、平成20年度（約2.5倍）から較差が広がっている。

また、本市の平成21年度の将来負担額（3,628億円）は、標準財政規模（経常的一般財源の規模）の約4年分に近く、市民1人当たりの負担額は約78万円（充当可能財源等を控除した純負担額は約35万円）となっている。

(6) 平成21年度決算数値における各指標の相関関係及び類似都市比較

ア 実質赤字比率と連結実質赤字比率

財政運営の成績をみる指標として、実質赤字比率と連結実質赤字比率について、類似都市と本市の数値をグラフで表すと次のとおりとなる。



横軸は実質赤字比率、縦軸は連結実質赤字比率を示している。いずれの数値も赤字額が生じていないことから、マイナス(△)で表示されており、マイナスの数値が高いほど財政状況が良好な状態を表す。

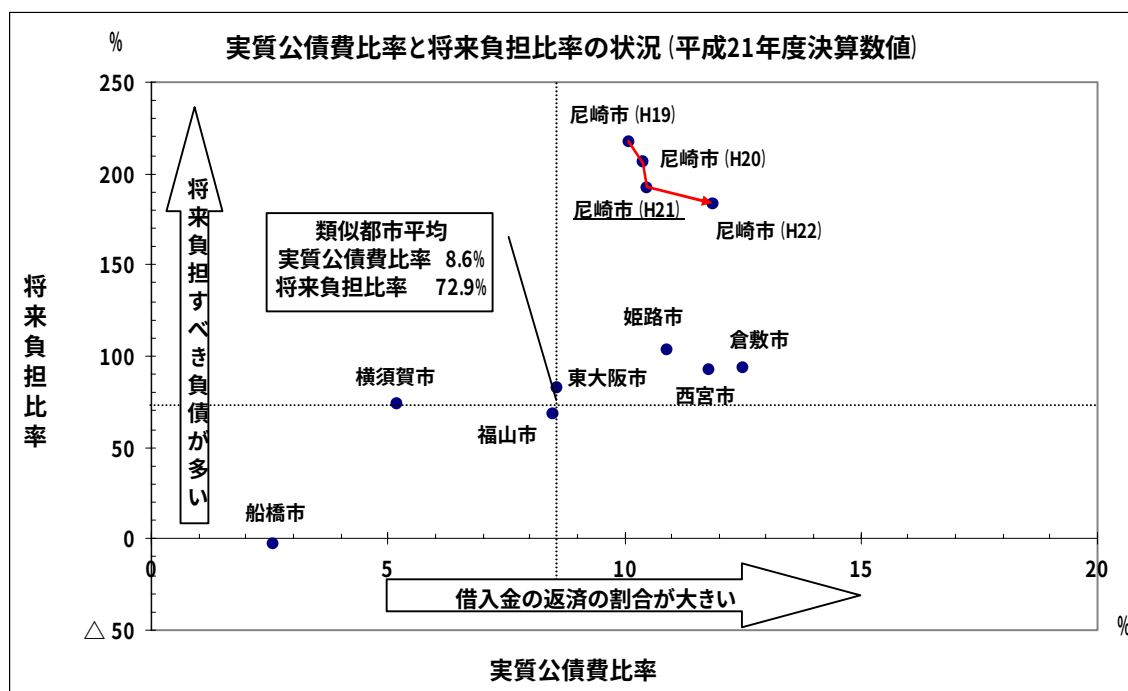
類似都市平均を中心に置いた場合、中心より右上のゾーンは、一般会計等のみの実質赤字比率と地方公営企業会計等を連結した連結実質赤字比率のどちらもが、類似都市平均値より悪いと考えられる。

本市の場合は、右上のゾーンにあって、100億円を超える公営事業会計の資金剰余額があることから、連結ベースでは類似都市平均に近づいているが、基幹となる一般会計等の財政状況が極めて悪く、かろうじて黒字を保っているにすぎないといった状態が続いている。

イ 実質公債費比率と将来負担比率

実質公債費比率と将来負担比率の共通の算定要素である市債については、償還が始まるまでは将来負担比率を高く（悪く）する要因となり、償還が始まればその減少に伴い将来負担比率を低下（改善）させ、実質公債費比率を上昇（悪化）させる要因となるなど、両比率は相互に関連している。

こうした両比率の関連性を踏まえ、類似都市と本市の数値をグラフで表すと次のとおりとなる。



借入金の毎年の返済額の大きさを示す実質公債費比率を横軸に、将来負担すべき実質的な負債全体の大きさを示す将来負担比率を縦軸に置いて比較した。

類似都市平均を中心に置いた場合、中心より右上のゾーンは、類似都市の中で、借入金の返済額が大きく、かつ、将来負担すべき負債も大きいと考えられる。

本市の場合は、右上のゾーンにあって、返済額が大きいうえに、将来負担すべき負債が突出して大きいことがわかる。

本市の場合、地方債の現在高が増加してきているものの、地方債以外の将来負担額が減少しているため、高い（悪い）水準ではあるが、将来負担比率は徐々に低下してきている。

一方、多額の地方債現在高のうち、土地開発公社保有地買戻しに係る公共用地先行取得事業債、財源対策として発行した退職手当債などの償還が今後本格化してくるため、実質公債費比率は更に上昇（悪化）していくものと見込まれる。

3 まとめ

(1) 今回の算定結果について

今回算定の平成22年度健全化判断比率、資金不足比率は、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、財政健全化団体や経営健全化団体の対象とはならなかった。しかし、本市財政の実態が健全な状態にはないことは、「健全化判断比率等の状況」で記述したところであり、解決すべき大きな課題を抱えている。

(2) 要望事項

本市では、市税などの収入が伸び悩む一方で扶助費や公債費などの義務的経費が高い水準で推移し、収入に対し支出が大幅に上回るという危機的な状況にあることから、行財政構造改革推進プラン（計画期間平成20～24年度、以下「プラン」という。）を策定し、プラン最終の24年度には「実質的な収支均衡」を確保するという最終目標を掲げ、財政再建に鋭意取り組んでいる。

平成22年度決算では、赤字補てんのために講じた退職手当債等市債の発行などによる財源対策は、前年度の101億円から32億円へと大幅に減少し、一般会計等の収支は大きく改善した。その要因として、歳出では、行財政構造改革改善の取組などにより節減の効果が現れ、歳入では、地方交付税及び臨時財政対策債が増となったことなどによるものである。一方、財政調整基金を22億円積み立てており、財源対策と基金の積立てなどを総合的に勘案すると、22年度の実質的な収支は、約10億円の赤字であったと言える。

次に、公営企業の資金の状況をみると、水道事業、工業用水道事業、下水道事業の3会計で資金剰余額は100億円を超え、他の公営事業会計も含めた連結ベースでは、実質的に赤字である一般会計等の財政状況を補った形（連結実質赤字比率△12.86%）となっている。しかしながら、自動車運送事業会計においては、高齢者市バス特別乗車証制度の見直しの影響を受け営業損失を計上し、4年連続の赤字決算となり、資金不足比率は前年度から更に悪化して18.2%となった。このままでは、同事業を将来にわたり安定して継続させることが困難となるおそれがあり、早期に抜本的な経営改革の取組が必要である。

続いて、実質公債費比率については、財源対策としての退職手当債などの市債のほか、土地開発公社の健全化に伴い発行した市債の償還が今後本格化し、平成22年度単年度の13.1%から更に上昇すると見込まれる。地方債協議制度においては、実質公債費比率が18%以上になると市債発行に県知事の許可が必要となることから、今後の財政運営に当たっては留意を要する。

将来負担比率については、市債以外の負担額が減少したことにより、平成19年度の217%から22年度の183%まで連続して低下してきた。今後については、学校耐震化事業に係る多額の市債発行が見込まれており、将来負担額の大半を占める市債残高の増加が避けられない状況にある。また、21年度の将来負担比率は、中核市平均の約2倍と、県庁所在都市を除くと最も高い（悪い）状況にあり、引き続き市債残高の削減が重要課題である。

以上、本市財政の根幹である一般会計等の平成22年度決算は、実質的な赤字の状況から脱却できなかったが、前年度に比べ収支は大きく改善した。

しかしながら、今後については、地方交付税等の見通しは不透明であり、収支均衡が保たれなければ、財源対策としての市債発行は避けられない。このような状況が続けば、償還に伴う公債費負担により、更なる財政構造の硬直化を招くこととなる。

こうしたことから、今後の行財政の改革改善に当たっては、これまで以上に歳出の削減を徹底して収支均衡を図りつつ、財源対策としての市債は特に慎重に取り扱われるよう要請する。

最後に、プランも残すところ1年となったが、目標達成に向け最大限の努力をされるよう要請する。

更に今後については、諸課題を抱えひっ迫した本市財政が国の制度や経済状況の変動に大きく左右されやすい状態であるため、安定的な収支均衡に向けた構造的な改善が急務である。市長においては、「コンパクトで持続可能な都市」を目指した議論を十分に尽くされ、議会をはじめ市民の理解と協力を得ながら、平成25年度からスタートする次期改革プランにおいても、安定的な収支均衡を早期に実現されるよう全力で取り組まれない。

<参考資料>

1 健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計

一 般 会 計									
特 別 会 計	用品調達事業費会計	一 般 会 計 等	実 質 赤 字 比 率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率			
	育英事業費会計								
	公共用地先行取得事業費会計								
	公害病認定患者救済事業費会計								
	母子及び寡婦福祉資金貸付事業費会計								
	青少年健全育成事業費会計								
	国民健康保険事業費会計	公 営 事 業 会 計	資 金 不 足 比 率						
	介護保険事業費会計								
	老人保健医療事業費会計								
	後期高齢者医療事業費会計								
農業共済事業費会計									
駐車場事業費会計									
競艇場事業費会計									
法適用	水道事業会計								
	工業用水道事業会計								
	自動車運送事業会計								
	下水道事業会計								
法非適用	廃棄物発電事業費会計（電気事業）								
	地方卸売市場事業費会計（市場事業）								
	都市整備事業費会計（宅地造成事業）								
一部事務 組合、広 域連合	丹波少年自然の家事務組合								
	阪神水道企業団								
	兵庫県競馬組合								
	兵庫県後期高齢者医療広域連合								
地方公社 第三セクター 等	尼崎市土地開発公社								
	(財)尼崎市総合文化センター								
	(財)尼崎健康・医療事業財団								
	(財)尼崎市環境整備事業公社								
	社会福祉法人阪神福祉事業団								
	兵庫県信用保証協会								

2 健全化判断比率及び資金不足比率の算定式（総務省・地方公共団体財政健全化法関係資料等から抜粋）

(1) 健全化判断比率の算定式

ア 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率(一)} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額(一)}}{\text{標準財政規模} \quad 98,889,554 \text{ 千円}}$$

- 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

- 実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

繰上充用額　＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
　＝形式赤字＋（継続費の通次繰越額＋繰越明許費繰越額＋事故繰越額－未収入特定財源）

支払繰延額　＝実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額

事業繰越額　＝実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

項	目	金 額（千円）
歳入総額	①	209,088,090
歳出総額	②	208,959,228
歳入歳出差引額	③＝①－②	128,862
翌年度に繰り越すべき財源	④	106,884
一般会計等実質収支額	③－④＝A	21,978
標準財政規模	B	98,889,554
実質赤字比率	A／B	－（△ 0.02%）

イ 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率(一)} = \frac{\text{連結実質赤字額(一)}}{\text{標準財政規模}} \quad 98,889,554 \text{ 千円}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(単位：千円)

会 計 名		実質収支額	資金剰余額
一般会計等		21,978	
一般会計等以外の 特別会計のうち公 営企業に係る特別 会計以外の会計	国民健康保険事業費会計	942,112	
	介護保険事業費会計	382,078	
	老人保健医療事業費会計	723	
	後期高齢者医療事業費会計	48,399	
	農業共済事業費会計	7,889	
	駐車場事業費会計	0	
	競艇場事業費会計	177,081	
公 営 企 業 会 計	法適用企業	水道事業会計	4,785,857
		工業用水道事業会計	3,513,625
		自動車運送事業会計	△ 497,951
		下水道事業会計	3,132,510
	法非適用企業	廃棄物発電事業費会計	3,690
		地方卸売市場事業費会計	208,158
		都市整備事業費会計	0
合 計		12,726,149	
標準財政規模		98,889,554	
連結実質赤字比率		－ (△ 12.86%)	

ウ 実質公債費比率

実質公債費比率 (3か年平均)	＝	$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{算入公債費等})}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等}}$
11.9%		

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子
- ・ 算入公債費等：元利償還金・準元利償還金のうち基準財政需要額に算入された額

(単位：千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
A 地方債の元利償還金	22,282,694	22,709,565	24,686,988
B 準元利償還金	6,364,508	5,961,659	6,184,218
C 特定財源	6,035,430	6,115,624	6,598,292
D 算入公債費等	13,395,669	13,025,283	12,992,849
E 標準財政規模	94,578,581	97,168,637	98,889,554
A + B 地方債の元利償還金・準元利償還金	28,647,202	28,671,224	30,871,206
C + D 特定財源＋算入公債費等	19,431,099	19,140,907	19,591,141
(A + B) - (C + D)	9,216,103	9,530,317	11,280,065
E - D 標準財政規模－算入公債費等	81,182,912	84,143,354	85,896,705
F 実質公債費比率（単年度） (A + B) - (C + D) / (E - D)	11.3%	11.3%	13.1%
実質公債費比率（3か年平均）	11.9%		

エ 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \left[\begin{array}{l} \text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} \\ + \text{基準財政需要額算入見込額} \end{array} \right]}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等}}$$

183.0%

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金
- ・ 基準財政需要額算入見込額：地方債現在高等の償還金として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額
- ・ 算入公債費等：(P.15「ウ 実質公債費比率」算定式の説明欄参照)

(単位：千円)

項 目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	対前年度 増 減
将来負担額 A	372,403,259	362,835,559	358,726,142	△ 4,109,417
地方債の現在高	268,117,442	269,939,710	282,368,338	12,428,628
債務負担行為に基づく支出予定額	10,236,196	8,690,892	7,628,133	△ 1,062,759
公営企業債等繰入見込額	37,012,769	34,931,432	31,861,045	△ 3,070,387
組合等負担等見込額	1,489,702	1,290,172	1,096,922	△ 193,250
退職手当負担見込額	32,667,842	29,213,611	26,449,436	△ 2,764,175
設立法人の負債額等負担見込額	22,879,308	18,769,742	9,322,268	△ 9,447,474
充当可能財源等 B	205,262,712	201,245,667	201,486,188	240,521
充当可能基金	19,283,057	17,117,132	20,661,494	3,544,362
充当可能特定歳入	69,436,759	67,891,215	64,141,883	△ 3,749,332
基準財政需要額算入見込額	116,542,896	116,237,320	116,682,811	445,491
A－B	167,140,547	161,589,892	157,239,954	△ 4,349,938
標準財政規模 C	94,578,581	97,168,637	98,889,554	1,720,917
算入公債費等 D	13,395,669	13,025,283	12,992,849	△ 32,434
C－D	81,182,912	84,143,354	85,896,705	1,753,351
将来負担比率 (A－B) / (C－D)	205.8%	192.0%	183.0%	△ 9.0

〔地方債の現在高の内訳〕

(単位：千円)

区 分			平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	対前年度増減
一 般 会 計	普 通 債	土木	73,450,648	69,978,127	67,014,303	△ 2,963,824
		教育	20,424,238	22,640,191	28,801,840	6,161,649
		衛生	34,231,504	32,104,587	29,534,558	△ 2,570,029
		その他の普通債	45,911,993	43,399,617	41,822,527	△ 1,577,090
		小計	174,018,383	168,122,523	167,173,229	△ 949,294
	災害復旧債		2,376,993	1,614,028	829,789	△ 784,239
	そ の 他	臨時財政対策債	32,403,834	36,159,675	43,858,513	7,698,838
		退職手当債	8,466,216	11,949,170	12,996,246	1,047,076
		その他減税補てん債等	16,763,901	18,448,071	16,753,446	△ 1,694,625
		小計	57,633,951	66,556,916	73,608,205	7,051,289
公共用地先行取得事業債		34,088,116	33,646,243	40,757,115	7,110,872	
合 計		268,117,442	269,939,710	282,368,338	12,428,628	

〔公営企業債等繰入見込額の内訳〕

(単位：千円)

特別会計名	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	対前年度増減
水道事業会計	470,967	419,878	290,134	△ 129,744
自動車運送事業会計	634,362	443,979	264,249	△ 179,730
下水道事業会計	34,487,414	32,808,059	30,205,004	△ 2,603,055
地方卸売市場事業費会計	192,854	160,620	132,308	△ 28,312
駐車場事業費会計	1,227,172	1,098,896	969,350	△ 129,546
合 計	37,012,769	34,931,432	31,861,045	△ 3,070,387

〔設立法人の負債額等負担見込額の内訳〕

(単位：千円)

法人名	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	対前年度増減
尼崎市土地開発公社	13,146,367	10,211,654	2,112,959	△ 8,098,695
尼崎市総合文化センター	4,092,823	3,575,793	3,068,963	△ 506,830
尼崎健康・医療事業財団	5,284,054	4,623,548	3,963,042	△ 660,506
尼崎市環境整備事業公社	134,340	89,560	44,780	△ 44,780
尼崎市民共済生活協同組合※	30,000	30,000	-	皆減
阪神福祉事業団	134,421	137,690	121,355	△ 16,335
兵庫県信用保証協会	57,303	101,497	11,169	△ 90,328
合 計	22,879,308	18,769,742	9,322,268	△ 9,447,474

※ 尼崎市民共済生活協同組合は、平成21年度末で損失補償契約が終了したため、平成22年度から算定の対象外となった。

(2) 資金不足比率の算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- 資金の不足額：

資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額（※）

資金の不足額（法非適用企業）＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額（※）

※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

- 事業の規模：

事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額（※）－受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額（※）－受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

（単位：千円）

区分	会 計 名	資金剰余額	事業の規模	資金不足比率
法適用企業	水道事業会計	4,785,857	9,732,120	—
	工業用水道事業会計	3,513,625	1,683,738	—
	自動車運送事業会計	△ 497,951	2,734,905	18.2%
	下水道事業会計	3,132,510	11,419,305	—
法非適用企業	廃棄物発電事業費会計	3,690	258,966	—
	地方卸売市場事業費会計	208,158	351,948	—
	都市整備事業費会計	0	284,912	—

3 類似都市の財政指標等（総務省・地方財政状況調査関係資料等から抜粋）

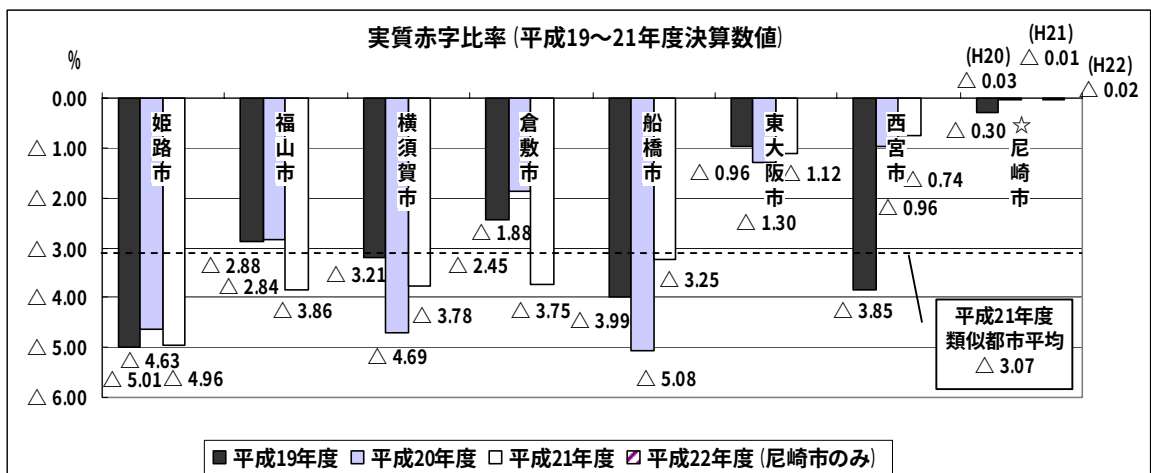
(1) 財政指標等（平成21年度決算数値）

（単位：人、km²、%、百万円）

区 分		尼崎市	船橋市	横須賀市	東大阪市	姫路市	西宮市	倉敷市	福山市
人口（17年国調）		462,647	569,835	426,178	513,821	536,232	465,337	469,377	459,087
面積		49.81	85.64	100.69	61.81	534.44	99.96	354.72	518.08
健全化判断比率	実質赤字比率	△0.01	△3.25	△3.78	△1.12	△4.96	△0.74	△3.75	△3.86
	連結実質赤字比率	△12.26	△8.59	△12.62	△10.50	△18.87	△6.39	△19.58	△17.03
	実質公債費比率	10.5	2.6	5.2	8.6	10.9	11.8	12.5	8.5
	将来負担比率	192.0	△3.3	73.8	82.7	103.7	91.8	93.7	68.2
財政力指数		0.89	1.04	0.88	0.79	0.89	0.89	0.92	0.89
経常収支比率		96.2	94.5	97.3	99.9	85.3	99.5	89.8	88.9
一般会計等歳出総額		193,500	157,782	140,703	181,623	209,637	160,459	159,306	166,318
標準財政規模		97,169	101,824	81,842	102,070	113,996	95,507	99,773	97,709
地方税収入		77,845	94,430	65,120	76,073	90,586	83,286	82,656	75,228
交付税収入		10,588	396	9,988	18,075	14,993	7,554	11,132	14,243
地方債収入		22,947	9,568	11,643	14,165	23,248	9,662	11,677	14,502
人件費		34,149	37,616	28,280	33,308	32,452	35,798	30,649	32,573
公債費		25,408	12,090	16,855	17,301	20,489	23,698	15,928	20,149
扶助費		53,143	29,932	23,374	53,842	32,004	27,469	30,654	31,449
一般会計等地方債現在高		269,940	112,950	168,218	163,953	196,499	182,443	150,064	155,062
〔標準財政規模で規模補正した地方債現在高〕		269,940	107,786	199,720	156,081	167,493	185,617	146,148	154,205
充当可能基金		17,117	17,487	17,336	15,334	37,484	17,410	11,754	24,099
一般職員等		2,746	3,557	2,870	2,737	3,472	2,941	2,965	3,025

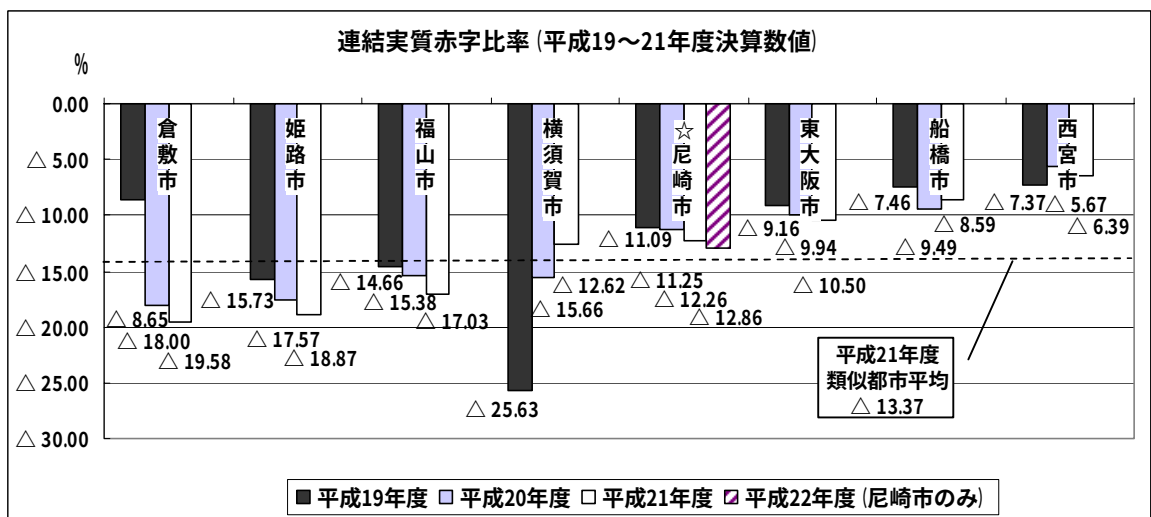
備考： 類似都市は、中核市のうち、人口42万人以上58万人未満、第二次、第三次産業95%以上、県庁所在地を除く都市を抽出している。

ア 実質赤字比率

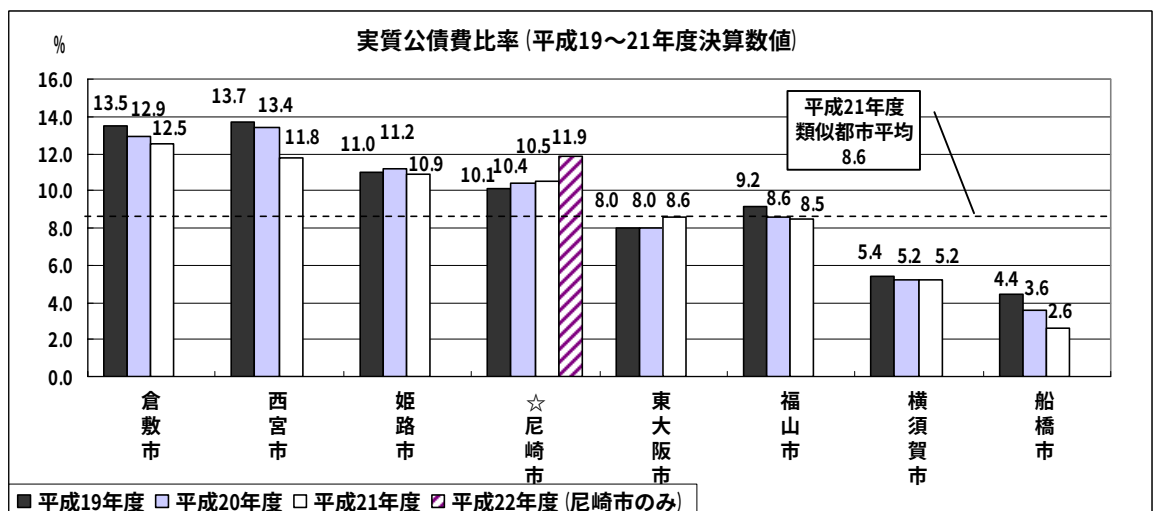


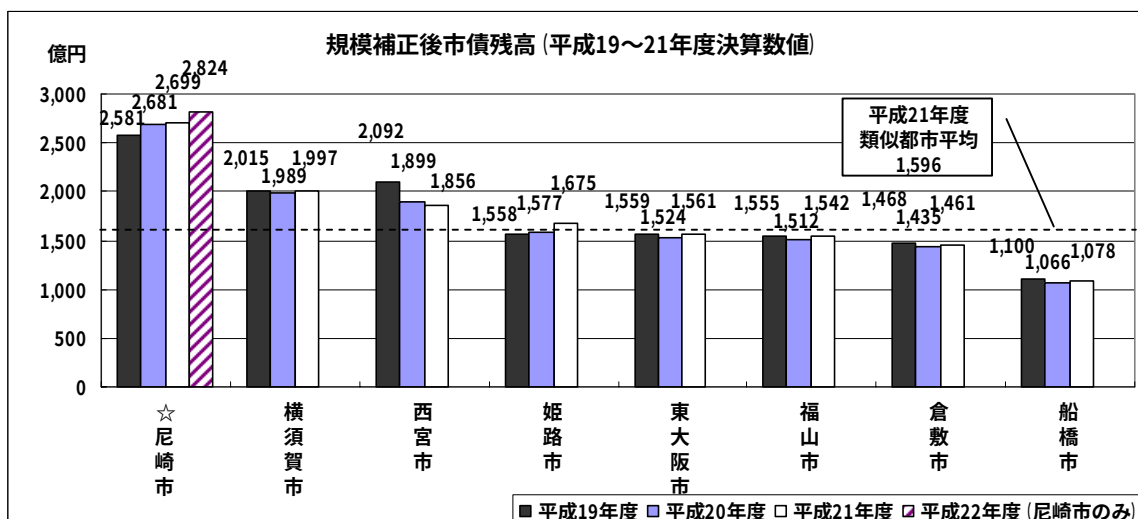
※ 尼崎市については、平成22年度決算数値も表示している。(以下のグラフにおいても同じ。)

イ 連結実質赤字比率

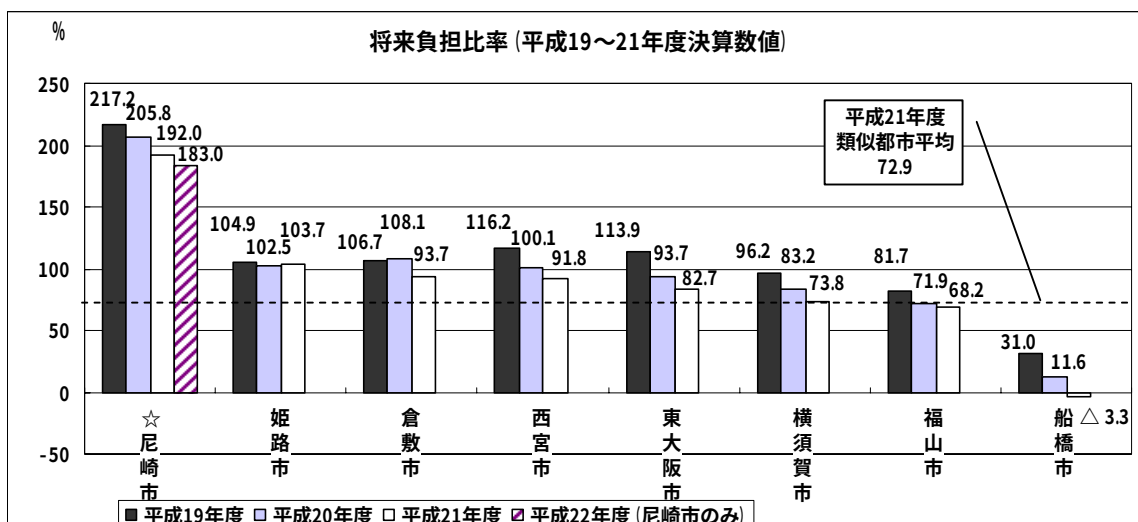


ウ 実質公債費比率等





エ 将来負担比率



(2) 将来負担額等 (平成21年度決算数値)

(単位：%、百万円)

都市名	将来負担比率	標準財政規模	将来負担額	充当可能財源等	純負担額	市民1人当たり純負担額(千円)
尼崎市	192.0	97,169	362,836	201,246	161,590	349
船橋市	△ 3.3	101,824	232,182	235,201	△ 3,019	△ 5
横須賀市	73.8	81,842	246,758	194,986	51,772	121
東大阪市	82.7	102,070	348,385	275,611	72,775	142
姫路市	103.7	113,996	390,191	290,512	99,679	186
西宮市	91.8	95,507	280,441	208,053	72,389	156
倉敷市	93.7	99,773	337,666	257,828	79,838	170
福山市	68.2	97,709	279,000	221,165	57,835	126

(3) 健全化判断比率等の推移（規模補正後の類似都市平均値との比較）

（単位：％、百万円）

項 目	年度 区分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 (尼崎市のみ)
実質赤字比率	尼崎市	△ 0.30	△ 0.03	△ 0.01	△ 0.02
	類似都市	△ 3.19	△ 3.05	△ 3.07	…
一般会計等実質収支額	尼崎市	285	37	10	22
	類似都市	3,032	2,893	2,984	…
連結実質赤字比率	尼崎市	△ 11.09	△ 11.25	△ 12.26	△ 12.86
	類似都市	△ 12.67	△ 13.10	△ 13.37	…
連結実質収支額 ・ 資金剰余額	尼崎市	10,517	10,646	11,921	12,726
	類似都市	12,014	12,396	12,994	…
実質公債費比率 (3 か年平均)	尼崎市	10.1	10.4	10.5	11.9
	類似都市	9.3	9.0	8.6	…
実質公債費比率 (単年度)	尼崎市	8.8	11.4	11.3	13.1
	類似都市	9.3	8.5	8.1	…
元利償還金の額 (特定財源控除後)	尼崎市	14,533	16,247	16,594	18,089
	類似都市	12,228	11,838	12,128	…
将来負担比率	尼崎市	217.2	205.8	192.0	183.0
	類似都市	92.9	81.6	72.9	…
将来負担額	尼崎市	372,644	372,403	362,836	358,726
	類似都市	310,250	296,182	295,774	…
一般会計等地方債残高	尼崎市	258,077	268,117	269,940	282,368
	類似都市	162,104	157,179	159,579	…
充当可能基金	尼崎市	11,238	19,283	17,117	20,661
	類似都市	16,860	18,854	19,564	…
標準財政規模 (類似都市は単純平均値)	尼崎市	94,812	94,579	97,169	98,890
	類似都市	98,412	98,861	98,960	…

※ 総務省ホームページ「地方財政状況調査関係資料 健全化判断比率・資金不足比率カード」を基に作成した。

4 用語説明（総務省・地方公共団体財政健全化法関係資料等から抜粋）

(1) 健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称である。

地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものである。

(2) 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率である。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(3) 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(4) 資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。

(5) 資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(6) 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額※に対する比率である。

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じである。

※ 標準財政規模から算入公債費等（元利償還金及び準元利償還金のうち基準財政需要額に算入された額）を控除した額（将来負担比率において同じ。）。

(7) 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額^{*}に対する比率である。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

(8) 早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値である。

(9) 財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値である。

(10) 経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値である。